

愛媛県保育補助者雇上費貸付事業運営要領

第1 目的

愛媛県保育補助者雇上費貸付事業に係る社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象等

1 本貸付は、要綱第3の2（1）のアからエに掲げる施設又は事業（以下「保育所及び幼保連携型認定こども園等」という。）における保育士の業務負担を軽減するための人材の配置等の強化が求められていることを踏まえ実施するものであることに鑑み、貸付対象者は、原則として保育補助者を新たに雇い上げる者その他保育士の業務負担軽減を行っている者として県が適当と認める者とする。

ただし、以下のいずれかの条件を満たす場合は、既に雇用している保育補助者についても例外的に対象とすることを可能とする。

- （1）既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画があること。
- （2）貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組み、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
- （3）施設の保育士の平均勤続年数が11年以上であること。

2 保育補助者は、原則として、保育に関する40時間以上の実習を受けた者とする。なお、「保育に関する40時間以上の実習」は、当該貸付を受けようとする保育所及び幼保連携型認定こども園等への勤務開始後、実習を受けても差し支えない。
実習の実施方法等については、別に国が定めるものとする。

第3 貸付申請

1 保育補助者雇上費の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育補助者雇上費貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて愛媛県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- （1）保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画（様式第2号）
- （2）子育て支援員研修などの受講を証する書類（研修を受講済みの場合に限る。）
- （3）理事会等の議事録の写し

2 申請者は、1（1）の計画に基づき、保育士の勤務環境改善を行わなければならない。

第4 連帯保証人

1 申請者は、独立の生計を営む成年者の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担する。

3 連帯保証人は、申請者が法人の場合は代表を務める者とする。ただし、その連帯保証人が保証能力に支障があると会長が認める場合は、別に連帯保証人を立てるものとする。

第5 貸付決定の通知

会長は、貸付の決定をしたときは、申請者に通知する。

第6 貸付の方法

- 1 貸付期間は、保育補助者及び幼保連携型認定こども園等が保育所に勤務する期間とする。ただし、当該保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とするとともに、貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得し、保育士登録を完了した場合は、当該月の月末をもって終了する。
- 2 貸付額は、年額2,953,000円以内とし、無利子で貸付する。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。
- 3 交付は年1回とし、原則として、保育補助者雇上費振込口座申請書（様式第3号）で申請のあった口座へ振込する。

第7 借用書

貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める期間までに、決定した全額についての保育補助者雇上費借用書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

第8 貸付契約の解除

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、保育補助者雇上費の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇用を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として県が認めることが著しく困難であるとき。
- (2) 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇用を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として県が認めることが著しく困難であるとき。
- (3) 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇用を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として県が認めることが著しく困難であるとき。
- (4) その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第9 貸付の休止

会長は、保育補助者が疾病その他の理由により休職したときは、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月までの期間、貸付を行わないものとする。

第10 休職等

借受人は、保育補助者が休職又は復職した場合は、直ちに休職・復職等届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

第11 返還の債務の当然免除

借受人は、次のいずれかに該当するときは、保育補助者雇上費の返還の債務の免除を受けることができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内の保育所及び幼保連携型認定こども園等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして県が認めるとき。
- (2) (1)で規定する従事期間内に、保育補助者が業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

第12 返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむ得ない事由がある場合を除く。）には、会長が定める金額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間（第16号の規定により返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間）内に返還しなければならない。

- (1) 第8号の規定により保育補助者雇上費の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 保育補助者が、愛媛県の区域内において、保育の補助等に従事しなかったとき。
- (3) 借受人が、愛媛県の区域内において、保育補助者を保育の補助等に従事させる意思がなくなったとき。
- (4) 保育補助者が、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により保育の補助等に従事できなくなったとき。

第13 返還の方法等

- 1 保育補助者雇上費の返還は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 第12号（1）から（3）に掲げる事由が生じたことにより保育補助者雇上費を返還しなければならなくなった者は、その事由が生じた日（免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日）から15日以内に保育補助者雇上費返還計画申請書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

第14 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、保育補助者雇上費貸付（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の返還の債務を、当該定める範囲内において免除することができるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により保育補助者雇上費貸付を返還することができなくなったときは返還の債務の全部又は一部（真にやむを得ない場合に限る。）

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、保育補助者雇上費貸付を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の全部又は一部（真にやむを得ない場合に限る。）
- (3) 愛媛県の区域内において1年以上保育所等の勤務に従事したとき、返還の債務の一部

第15 裁量免除の額

第14号（3）の裁量免除の額は、愛媛県の区域内で保育の補助等に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付を受けた月数の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たない場合は24とする）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第16 返還の裁量猶予

会長は、保育補助者が次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない保育補助者雇上費の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内において保育の補助等に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

第17 免除又は猶予の申請

- 1 返還の免除を受けようとする者は、保育補助者雇上費返還免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1) 保育士登録届（様式第8号）
 - (2) 死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類
- 2 返還の猶予を受けようとする者は、保育補助者雇上費返還猶予申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1) 業務従事届（様式第10号）
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第18 延滞利子

借受人は、正当な理由なく保育補助者雇上費を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利子を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

第19 従事期間

- 1 第11号（1）に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。

- 2 従事期間を計算する場合においては、愛媛県の区域で第11号（1）に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 3 借受人は、保育補助者の従事期間の確認のため、毎年度、業務従事届（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

第20 届出等義務

- 1 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。
 - （1）貸付を辞退するとき 保育補助者雇上費貸付辞退届（様式第11号）
 - （2）保育補助者を変更したとき 保育補助者変更申請書（様式第12号）
 - （3）連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第13号）
 - （4）保育補助者が保育士登録をしたとき又は借入期間が満了したとき 実績報告書（様式第14号）
 - （5）借入期間のうち、毎年4月に前年度分の実績報告書（様式第14号）を提出すること
- 2 会長は、借受人及び連帯保証人に対し、前項に規定する届出書類のほか、貸付けの目的を達成するために必要な書類等の提出及び報告を求めるものとする。

第21 その他

愛媛県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附則

この要領は、平成28年11月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年10月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年3月19日から施行し、令和6年12月17日から適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。